

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第1（第7条関係）					別表第1（第7条関係）					
区 分		単 位		料 金	区 分		単 位		料 金	
電気料		[略]		円 <u>40</u>	電気料		[略]		円 <u>60</u>	
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）					
区 分		単 位	利用料金 の上限額 (1回に つき)	備 考	区 分		単 位	利用料金 の上限額 (1回に つき)	備 考	
催 事 場	舞 台 設 備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>12,460</u>		舞 台 設 備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>12,740</u>	
		演台	[略]	<u>550</u>	[略]		演台	[略]	<u>560</u>	[略]
		舞台用幕	[略]	<u>6,230</u>			舞台用幕	[略]	<u>6,370</u>	
	音 響 設 備	放送設備	[略]	<u>3,980</u>	[略]	音 響 設 備	放送設備	[略]	<u>4,070</u>	[略]
		演奏ワゴン	[略]	<u>2,250</u>	[略]		演奏ワゴン	[略]	<u>2,300</u>	[略]
		コンパクトディスク プレイヤー	[略]	<u>950</u>			コンパクトディスク プレイヤー	[略]	<u>970</u>	
		ミニディスクプレ ーヤー	[略]	<u>950</u>			ミニディスクプレ ーヤー	[略]	<u>970</u>	
		DVDプレイヤー	[略]	<u>950</u>			DVDプレイヤー	[略]	<u>970</u>	
		はね返りスピーカ ー	[略]	<u>680</u>			はね返りスピーカ ー	[略]	<u>700</u>	
		マイクロホン	[略]	<u>550</u>			マイクロホン	[略]	<u>560</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>740</u>	[略]		携帯用拡声器	[略]	<u>760</u>	[略]
		フットライト	[略]	<u>680</u>			フットライト	[略]	<u>700</u>	
	照 明 設 備	アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,070</u>		照 明 設 備	アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,090</u>	
		ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>550</u>			ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>560</u>	
		ボーダーライト	[略]	<u>850</u>			ボーダーライト	[略]	<u>870</u>	
		サスペンションラ イト	[略]	<u>1,070</u>			サスペンションラ イト	[略]	<u>1,090</u>	
	シーリングライト	[略]	<u>1,670</u>		シーリングライト	[略]	<u>1,710</u>			

		シーリングライト (リング上)	[略]	<u>850</u>		
		スタンド式ライト	[略]	<u>280</u>		
		クセノンピンスポットライト	[略]	<u>5,840</u>		
	映像 設備	ビデオカメラ	[略]	<u>1,770</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,770</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>930</u>		
		スクリーン	[略]	<u>500</u>		
	スポーツ 用具 等	テニス用具	[略]	<u>630</u>	[略]	
		バレーボール用具	[略]	<u>630</u>	[略]	
		バドミントン用具	[略]	<u>400</u>	[略]	
		卓球用具	[略]	<u>790</u>	[略]	
		電光表示盤	[略]	<u>5,580</u>	[略]	
	その他	ピアノ	[略]	<u>4,250</u>		
	会議 場	音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>550</u>	
			[略]			
コンパクトディスクプレーヤー			[略]	<u>950</u>		
DVDプレーヤー			[略]	<u>950</u>		
		携帯用拡声器	[略]	<u>740</u>	[略]	
照明 設備		ピンスポットライト	[略]	<u>1,470</u>		
映像 設備		液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,070</u>	[略]	
		液晶プロジェクター2	[略]	<u>830</u>	[略]	
		プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,170</u>		
		液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,170</u>		
		ビデオカメラ	[略]	<u>1,770</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,770</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,390</u>		
		スクリーン	[略]	<u>500</u>		
		その他	[略]			
	ポータブルステータス	[略]	<u>440</u>			

		シーリングライト (リング上)	[略]	<u>870</u>		
		スタンド式ライト	[略]	<u>290</u>		
		クセノンピンスポットライト	[略]	<u>5,970</u>		
	映像 設備	ビデオカメラ	[略]	<u>1,810</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,810</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>950</u>		
		スクリーン	[略]	<u>510</u>		
	スポーツ 用具 等	テニス用具	[略]	<u>640</u>	[略]	
		バレーボール用具	[略]	<u>640</u>	[略]	
		バドミントン用具	[略]	<u>410</u>	[略]	
		卓球用具	[略]	<u>810</u>	[略]	
		電光表示盤	[略]	<u>5,700</u>	[略]	
	その他	ピアノ	[略]	<u>4,340</u>		
	会議 場	音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>560</u>	
			[略]			
コンパクトディスクプレーヤー			[略]	<u>970</u>		
DVDプレーヤー			[略]	<u>970</u>		
		携帯用拡声器	[略]	<u>760</u>	[略]	
照明 設備		ピンスポットライト	[略]	<u>1,500</u>		
映像 設備		液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,140</u>	[略]	
		液晶プロジェクター2	[略]	<u>850</u>	[略]	
		プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,200</u>		
		液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,200</u>		
		ビデオカメラ	[略]	<u>1,810</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,810</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,420</u>		
		スクリーン	[略]	<u>510</u>		
		その他	[略]			
	ポータブルステータス	[略]	<u>450</u>			

		ジ							
		インターネット設 備	[略]		<u>500</u>				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。